

ヘルパーステーションたんぽぽ 利用料金表【介護予防型】

2024年6月1日より

II 介護サービス費【介護予防型訪問サービスの場合】

基本部分	1回あたりの単位 (特定事業所加算10% 加算)	介護職員処遇改善 加算 I (24.5%)	利用者負担額 (1単位=10.21円)			
			1割	2割	3割	
介護予防訪問介護 I (週1回程度の訪問)	1,176	288	1,495	2,990	4,485	円/月
介護予防訪問介護 II (週2回程度の訪問)	2,349	576	2,987	5,972	8,959	円/月
介護予防訪問介護 III (上記を超える程度の訪問)	3,727	913	4,737	9,475	14,212	円/月
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が訪問介護を行う場合、200単位加算する。					

ヘルパーステーションたんぽぽ 利用料金表【基準緩和型】

2024年6月1日より

III 介護サービス費【基準緩和型訪問サービスの場合】

基本部分	1回あたりの単位 (特定事業所加算10% 加算)	介護職員処遇改善 加算 I (24.5%)	利用者負担額 (1単位=10.21円)			
			1割	2割	3割	
基準緩和型訪問サービス I (週1回程度の訪問)	941	231	1,197	2,394	3,591	円/月
基準緩和型訪問サービス II (週2回程度の訪問)	1,879	460	2,389	4,777	7,164	円/月
基準緩和型訪問サービス III (上記を超える程度の訪問)	2,982	731	3,791	7,582	11,373	円/月
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が訪問介護を行う場合、200単位加算する。					

※負担金額の計算について、金沢市の地域区分（7級地）の基準である1単位=10.21円として算出する。

※通常の実施地域内外を問わず、サービス提供にかかる交通費は請求しない。

※通常の実施地域を越えてサービス提供した場合、上記料金表の5%加算する。

当事業所は、厚生労働大臣の定める、特定事業所加算（II）の指定を受けており、すべての訪問介護について、上記の単位数に10%加算する。

当事業所は、厚生労働大臣の定める、介護職員処遇改善加算（I）の指定を受けており、すべての訪問介護について、上記の単位数に24.5%加算する。

※実際の請求時には利用日数、加算等の端数処理により、若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。